

書類審査における「解答または解答例」の取扱いについて

5年一貫型選抜、開放型選抜および一般選抜書類審査については、「解答または解答例」は公表しておりません。

これらの選抜は、志願者の経験や学修成果等を総合的に評価するものであり、画一的な「正答」を設定することができないためです。

「解答または解答例」を示すことは、特定の書き方や表現を事実上提示することとなり、志願者間に準備の格差を生じさせ、結果として公平性・公正性を損なうおそれがあります。

また、書類審査で提出される書類は、志願者それぞれの経験等に基づいて作成されるものであるため、大学として画一的な「解答または解答例」を示すことは困難です。

以上の理由から、「解答または解答例」は公表しておりません。